不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>手当の返還</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>総合福祉部障がい者福祉課給付係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例第７条
（手当の返還）
第７条
偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者を例示すると次のとおりである。
⑴　条例第２条の受給資格の根拠となる身体障がい者手帳等を身体障がい者診断書の偽造など、不正な手段により交付を受けて、手当を受給した者
⑵　新座市に住所を有しなかったことを届け出ずに、手当の支給を受けた者
⑶　（故意に）施設入所したことを届け出ずに手当の支給を受けた者
⑷　障がいが軽減し条例第２条の受給資格に該当しなかったにもかかわらず、（故意に）届出をしないで、手当の支給を受けた者
⑸　新座市重度要介護高齢者手当の支給を受けたにもかかわらず、（故意に）届け出ず福祉手当の支給を受けた者
⑹　障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給を受けたにもかかわらず、（故意に）この届出を行わず、手当の支給を受けた者</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td>身体障害者福祉法第１６条、手帳の返還
第４７条、手帳の不正交付</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>